

地方税源の偏在是正

平成30年度与党税制改正大綱(抜粋)

第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

3 地域社会を支える地方税財政基盤の構築

(3) 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

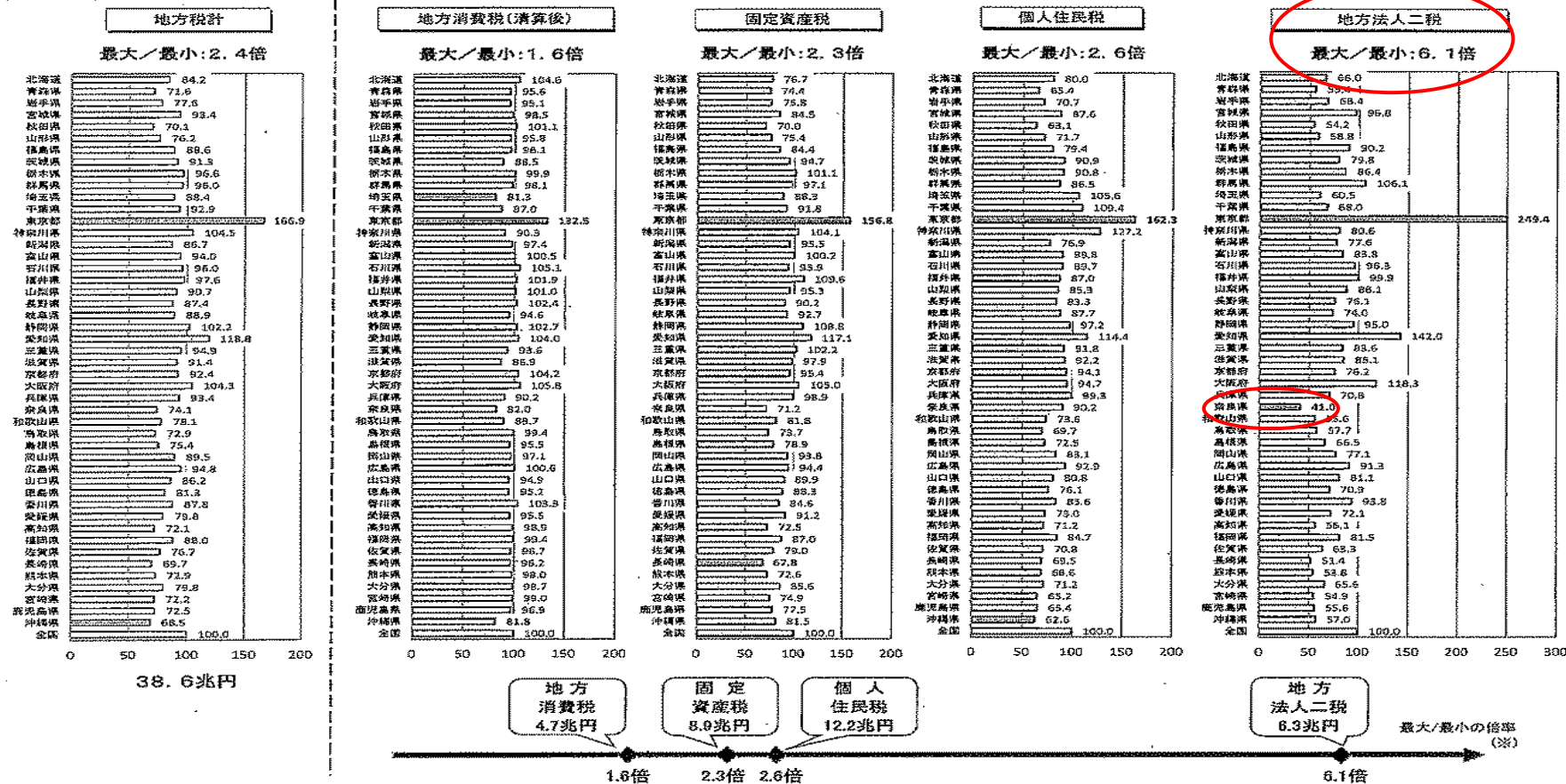
少子高齢化が加速する中、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを地方公共団体が安定的に提供していくための基盤として、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することはますます重要性を増している。こうした観点から、消費税率引上げに併せ、法人住民税法人税割の地方交付税原資化を段階的に進めるなど、地方税源の偏在是正に取り組んできたところである。

近年、経済再生への取組みにより地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差は再び増大する傾向にある。地方交付税の不交付団体においては、財源超過額が拡大し、その基金残高も大きく増加している。一方、交付団体においては、臨時財政対策債の残高が累増するなど、厳しい財政運営が続いている状況にある。

地方創生を推進し、一億総活躍社会を実現するためには、税源の豊かな地方公共団体のみが発展するのではなく、都市も地方も支え合い、連携を強めることが求められる。また、各地方においていきいきとした生活が営まれることは、都市が将来にわたり持続可能な形で発展していくためにも不可欠である。このためには、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けて、新たに抜本的な取組みが必要である。

こうした観点から、特に**偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について**、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえて検討し、**平成31年度税制改正において結論を得る。**

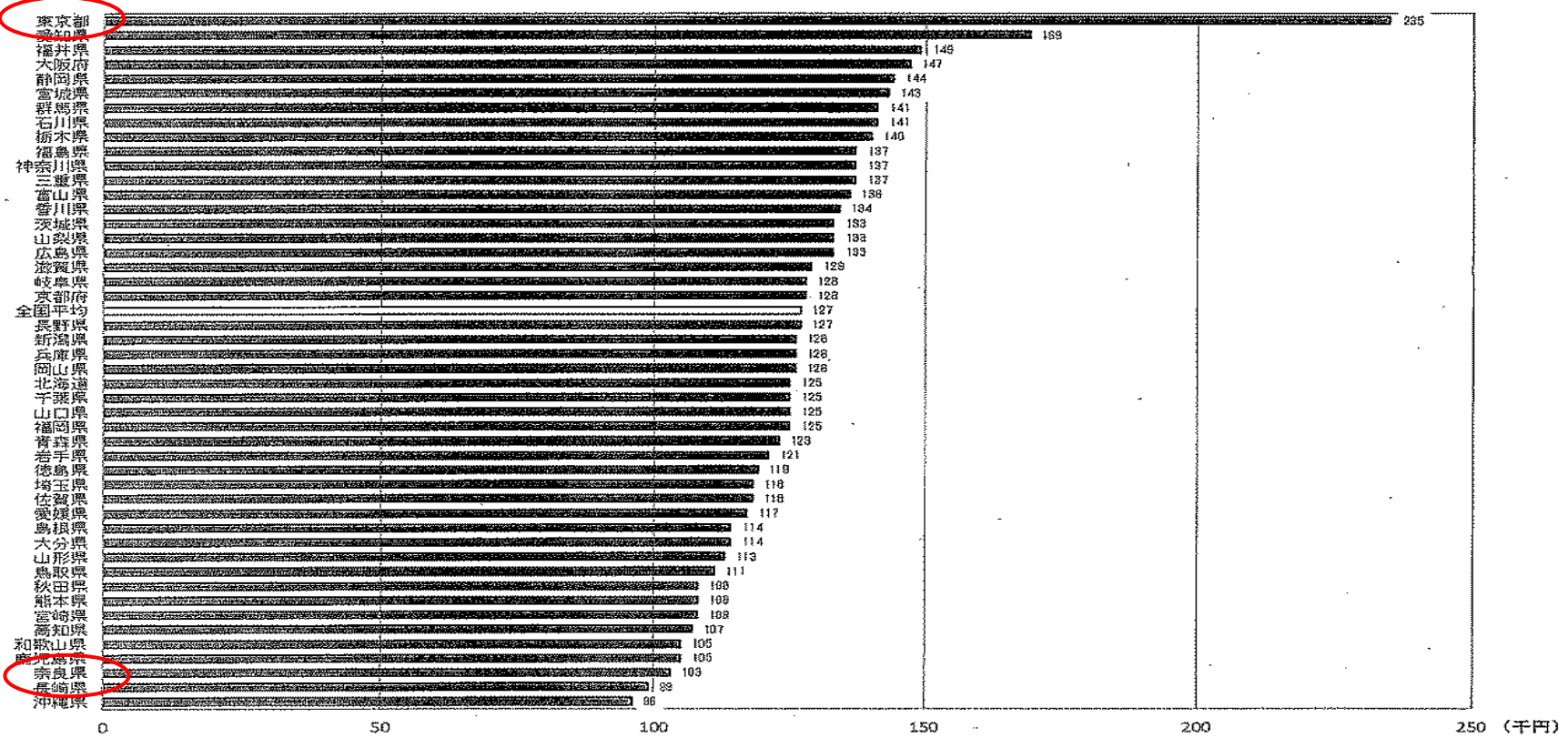
人口一人当たりの税収額の指数(平成28年度決算速報ベース)



※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。
 ※地方消費税については、平成28年度決算(速報)における清算前の税収を、平成28年度に適用される清算基準に基づき清算を行った場合の理論値である。

都道府県の税源偏在の状況(平成28年度人口一人当たり都道府県税額)

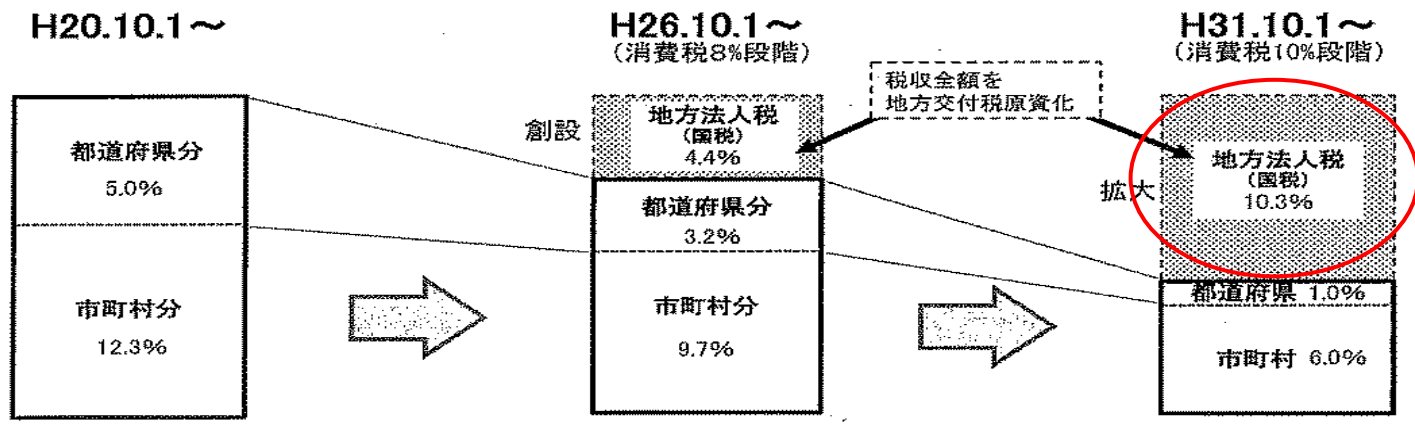
○ 地方税の平成28年度(決算速報値)では、人口一人当たり税額で見ると東京の23.5万円に対し、沖縄県は9.6万円と2.4倍の格差が存在。



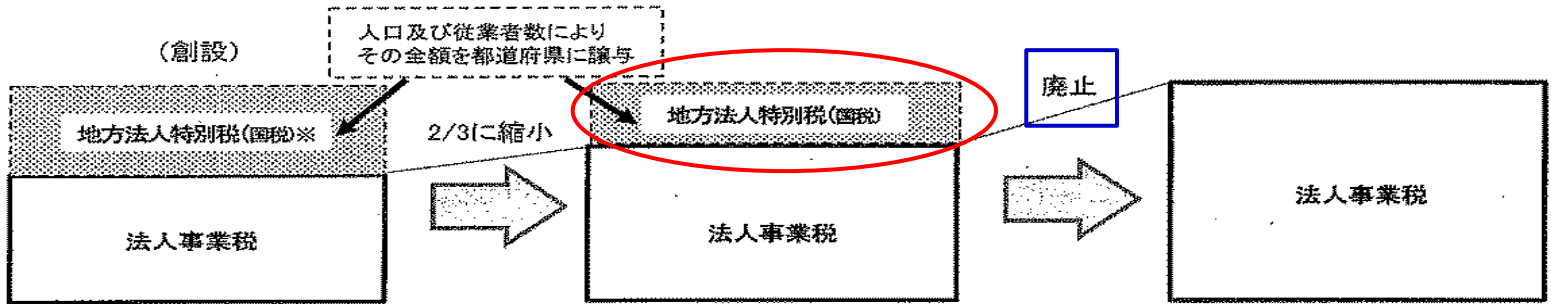
消費税率の引上げと地方法人課税の偏在是正

・消費税率の引上げに伴う、地方団体間の財政力格差拡大に対応
 ・地方法人特別税・譲与税制度は、偏在是正効果を維持しつつ、縮小・廃止

〔法人住民税 法人税割〕



〔法人事業税〕



※ 当時の法人事業税(約5.8兆円)のうち、地方消費税1%相当(約2.6兆円)を地方法人特別税の規模として設定

■ : 偏在是正措置

法人課税の概要

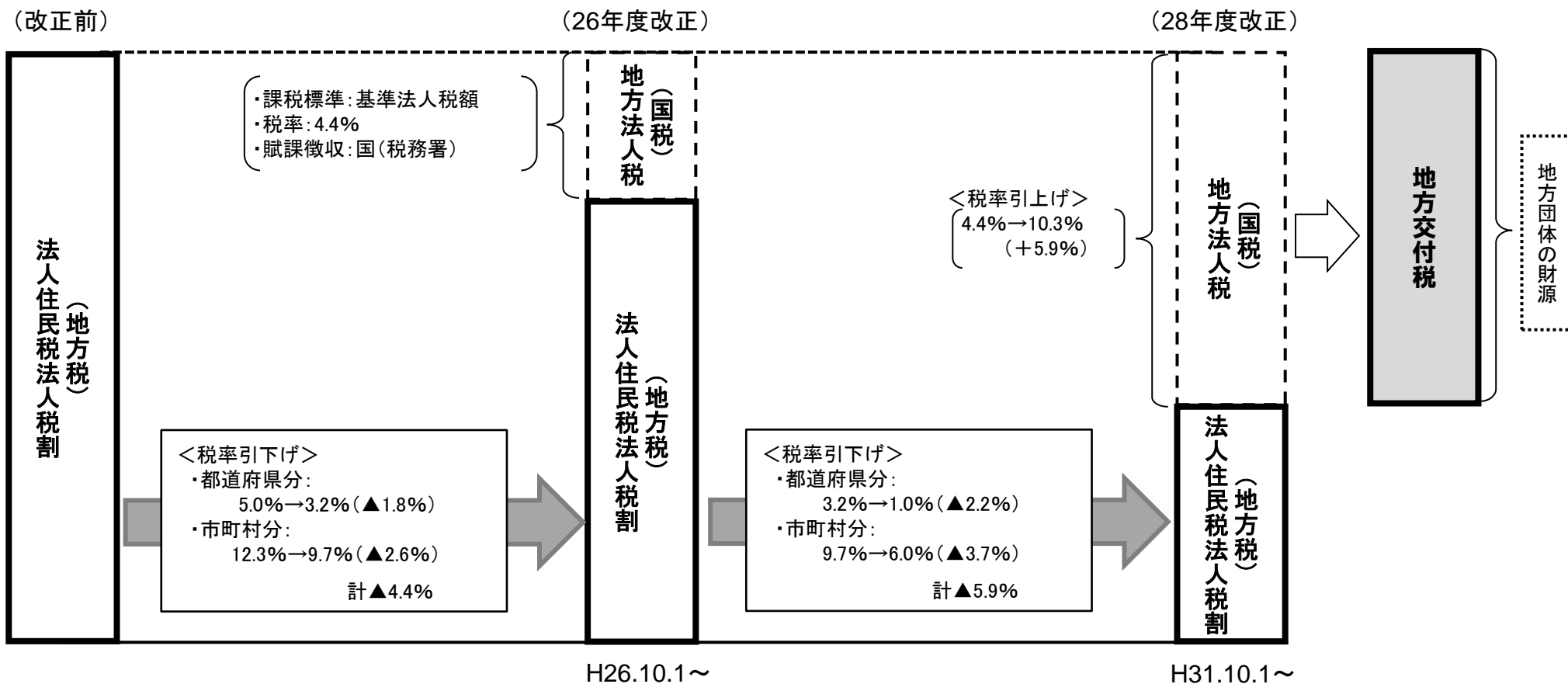
法人税 (国) 12.4兆円	※ 税収の33.1%は地方交付税の原資	所得	×	税率 23.4% (³⁰ ~ 23.2%)	=	法人税額
	地方法人税 (国) 0.6兆円	※ 税収の全額が地方交付税の原資 法人住民税法人税割の一部を国税化したもの	法人税額	×	4.4% (³¹ ~ 10.3%)	
法人住民税 (県・市) 2.6兆円	均等割	法人税割 県	×	3.2% (³¹ ~ 1.0%)		0.5兆円
		市	×	9.7% (³¹ ~ 6.0%)		1.5兆円
法人事業税 (県) 6.1兆円 (2.0兆円) ※ ()内は地方法人特別税(内数)	外形標準課税	【資本金1億円超の普通法人】 所得割	×	3.6%		1.6兆円
		付加価値割	×	1.2%		1.3兆円
		資本割	×	0.5%		0.7兆円
		【資本金1億円以下の普通法人・公益法人等】 所得割	×	9.6%		2.2兆円
		【電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人】 収入割	×	1.3%		0.4兆円

※ 税収はH29収入見込額。なお、端数処理の関係で、計が一致しない場合がある。

※ 地方法人税、法人住民税(県・市)の()内の税率は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用。

法人住民税法人税割の交付税原資化の概要

消費税率8%及び10%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率引下げに併せて、地方法人税(国税)の創設及び税率引上げを行い、その税込額を地方交付税原資化



地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の改正経緯

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として 地域間の税源偏在を是正するための制度として導入

※平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用

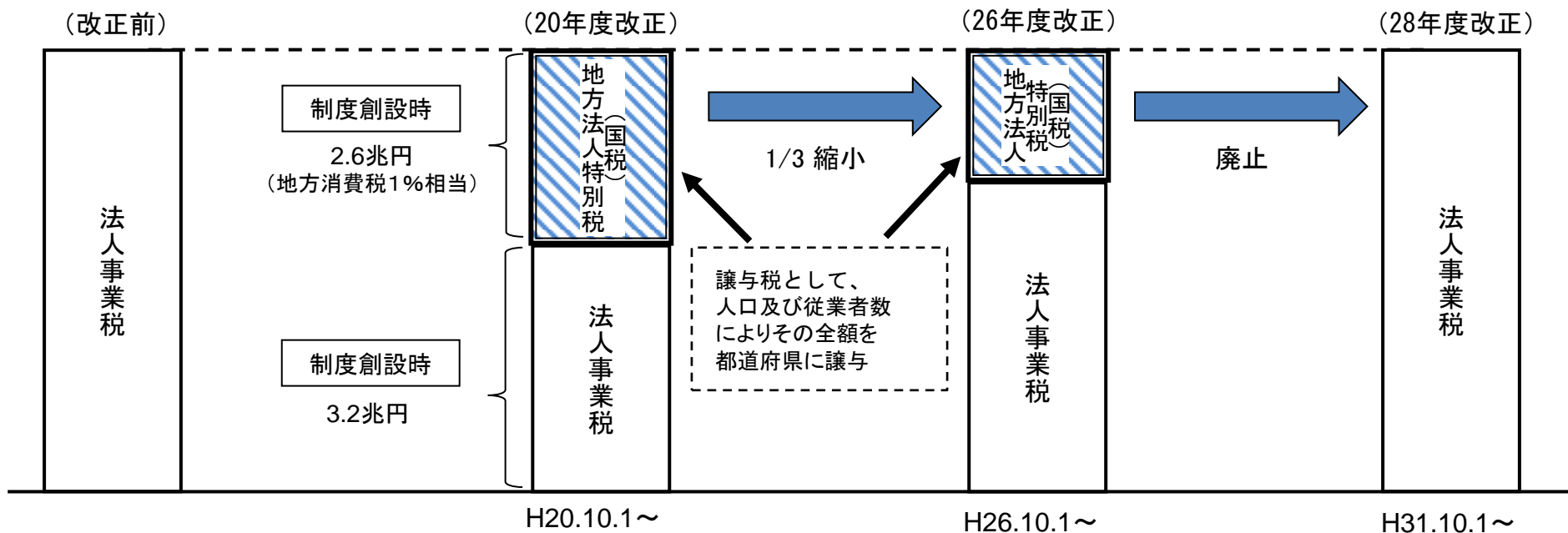


平成26年度改正 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元

※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用

平成28年度改正 地方法人特別税を廃止し、法人事業税に復元

※平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用



地方法人特別税等に関する暫定措置法(抄)

第一条 この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。)の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

平成28年度 地方法人特別税・譲与税による影響額実績

○地方法人特別税は、平成28年2月から平成29年1月までに国に払い込まれた額。

○地方法人特別譲与税は、平成28年度5月、8月、11月、2月期の譲与額の合計。

(単位：億円)

都道府県	地方法人特別税 A	地方法人特別譲与税 B	増減 B - A = C
北海道	488	729	242
青森県	99	175	76
岩手県	124	176	52
宮城県	313	322	8
秋田県	76	139	63
山形県	84	156	72
福島県	261	261	1
茨城県	328	395	66
栃木県	252	272	20
群馬県	326	278	▲ 49
埼玉県	583	903	321
千葉県	616	762	146
東京都	4,481	2,327	▲ 2,155
神奈川県	991	1,172	180
新潟県	262	324	62
富山県	130	154	25
石川県	166	166	▲ 0
福井県	127	114	▲ 13
山梨県	117	116	▲ 0
長野県	223	294	71
岐阜県	216	280	64
静岡県	521	527	6
愛知県	1,669	1,094	▲ 575
三重県	214	254	39

都道府県	地方法人特別税 A	地方法人特別譲与税 B	増減 B - A = C
滋賀県	161	193	32
京都府	262	361	99
大阪府	1,423	1,298	▲ 125
兵庫県	528	730	202
奈良県	91	166	75
和歌山県	71	128	58
鳥取県	46	78	32
島根県	69	96	27
岡山県	202	262	60
広島県	363	400	37
山口県	164	191	28
徳島県	75	103	28
香川県	140	138	▲ 2
愛媛県	139	188	49
高知県	57	98	41
福岡県	569	699	131
佐賀県	76	114	38
長崎県	95	186	91
熊本県	132	238	106
大分県	110	159	48
宮崎県	86	150	63
鹿児島県	131	224	93
沖縄県	120	187	67
合計	17,776	17,776	0

※地方法人特別譲与税額は、各都道府県の人口（H22国勢調査（5月、8月期）、H27国勢調査（11月、2月期））及び従業者数（H26経済センサス基礎調査）で按分。

※四捨五入により計が一致しないところがある。